



はじめてみませんか？
ネットで

申告・納税



自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

○国税に関する各種手続

- ① 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告
- ② 各種申請・届出、納税証明書（電子発行、書面発行）の交付請求や法定調書の提出
- ③ 全税目の納税

○特に源泉所得税の毎月の納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数の多い手続きには便利です！



e-Tax を利用して所得税の申告をすると…



国税庁HPから電子申告

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。



最高 5,000 円の税額控除

平成 21 年分の所得税に確定申告書の提出を本人の電子署名及び電子証明書を添付して e-Tax を行うと最高 5,000 円の所得税の税額控除が受けられます。

（注）本控除の適用は平成 19 年分から平成 22 年分の間のいずれか 1 回になります。



添付書類を提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出又は提示を省略することができます。

（注）確定申告期限から 3 年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。



還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています。（3 週間程度に短縮）

e-Tax をご利用いただく前に

e-Tax をはじめするには、事前に電子証明書と IC カードリーダーライターの準備が必要です。この電子証明書として、市・町が発行する電子証明書付きの住民基本台帳カード（住基カード）がご利用になれます。

敦賀市・若狭町においては、30 ～ 40 分程度で電子証明書を発行可能ですが、窓口が混み合っている場合はこの限りではありません。

美浜町では電子証明書の発行に 2 週間程度かかります。

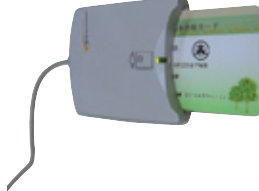


**e-Tax を利用してこの控除を受けようとする方の交付申請が増える
ことが見込まれます。早めの手続きをお勧めします。**

電子証明書の有効期限は取得されてから 3 年です。有効期限を確認していただき有効期間の満了が近い方は、早めに更新手続きをお願いします。

電子証明書の交付手続きについては、敦賀市民課・美浜町住民安全課・若狭町住民課へお問い合わせください。

※ IC カードリーダーライターは、家電量販店、インターネットなどで購入できます。



今後、内容について変更される場合がありますのでご注意ください。

知らないうちに！税

第 19 号 / 2009 年 11 月



松尾芭蕉像（敦賀市 気比神宮）

敦賀は俳人・松尾芭蕉が奥州や北陸を巡る旅の途中で訪れた地。芭蕉は元禄 2 年（1689 年）8 月、気比神宮や金ヶ崎・色ヶ浜等を渡り歩き 4 つの句を詠みました。「奥の細道」の中に記されているその句は、今も市民に親しまれています。

現在の気比神宮には銅像をはじめ、芭蕉が詠んだ句を刻んだ碑が立てられており、全国の芭蕉ファンが訪れる観光スポットとなっています。今年 10 月には、敦賀にて「奥の細道」敦賀サミットも開催されました。



発行 敦賀税務連絡協議会

ホームページアドレス

<http://www.taxtsuruga.com>

この社会あなたの税がいきている



敦賀納税貯蓄組合連合会 北陸税理士会敦賀支部
敦賀青色申告会 敦賀小売酒販組合
敦賀法人会 敦賀商工会議所
敦賀間税会 敦賀わかさ東商工会

資料提供

敦賀税務署
福井県南振興局
敦賀市／美浜町／若狭町

税を考える週間

11月11日(水)～17日(火)

「あなたも税のこと、
考えてみませんか。」

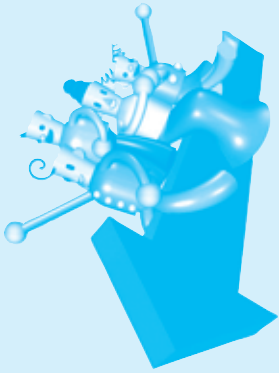
テーマ I T 化・国際化と税

国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。
税は、私たちが健康で豊かな生活をするために、国や地方公共団体が行う活動の財源であり、私たちが社会で生活するためのいわば「会費」であるといえます。その「会費」で支えられている私たちの社会は、かつてない速さで少子高齢化が進んでいます。

また、働き方や家族のかたちの多様化など、企業や家族のあり様が大きく変化する中、経済活動については、IT化が著しく進展し、アジア諸国の経済発展や経済の国際化により、個人や企業の国境を越えた活動が広がりをみせており、このような動きを背景に、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。
このような現状を踏まえると、IT化の進展に即応した、納税者にとってより便利で、税務当局にとってもより事務の簡素化・効率化等につながる環境を整備していく必要があります。

国税庁においては、国税庁ホームページの掲載情報の充実などによる納税者の必要とする税務情報の提供、e-Taxの普及や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の充実など、ITを活用した申告・納税の推進、さらには、コンビニ納付の導入などにより、申告・納税の手段の多様化を図っています。

特に、e-Taxは、納税者にとっての利便性の向上や税務当局にとっての事務の効率化に役立つものであり、政府全体が進めている電子政府の構築の一環として、その普及に向け積極的に取り組んでいます。



■税の作品展

10月31日(土)～11月 1日(日) 若狭町文化祭
11月 1日(日)～11月 3日(火) 美浜町文化祭
11月14日(土)～11月15日(日) 美浜町産業祭

～ご来場をお待ちしています～

■アンデスの風にのせて (入場無料)

11月 4日 (水) 午後3時開演 (2時30分開場)
早翠学園「オーバル・ホール」(敦賀市市野々 第二
早翠幼稚園)



アンデス地方の音楽
"フォルクローレ"を
演奏するグループ

ピバンデス

■無料税務相談 (北陸税理士会敦賀支部)

11月11日 (水) 午前10時～午後4時
敦賀市役所 1階ロビー

～お気軽にご相談ください～

■記念講演会

11月19日 (木) 午後2時～3時30分
ニューサンピア敦賀「若狭の間」
講師 (株)アイバック代表取締役 小沢 伊弘 氏

＜テーマ＞

「これからの時代に
おける経営について」



教えて、税のこと

そうだ、税理士に聞こう! (北陸税理士会 敦賀支部)



氏名	事務所所在地	電話番号	氏名	事務所所在地	電話番号
中村 藤夫	敦賀市津内町	25-2222	森 輝夫	敦賀市神楽町	25-7770
田中 信幸	敦賀市新松島	25-8585	渡辺 征二	敦賀市結城町	22-0019
竹長 徹	敦賀市中央町	24-0855	安久 彰	敦賀市開町	23-0525
西山 了信	敦賀市谷口	22-4226	橋本 勉	敦賀市木崎	23-0215
山形 晃	敦賀市三島	22-2511	松崎 利夫	敦賀市本町	22-0157
濱本 幸雄	敦賀市鞠山	22-2848	辻 達博	敦賀市中央町	21-1355
中村 淳	敦賀市津内町	22-1343	本川 芳宏	敦賀市相生町	21-3307
加藤 智二	敦賀市本町	22-0157	宗澤 一俊	敦賀市本町	23-2666
森口 春幸	敦賀市木崎	20-0116	橋本 佳和	敦賀市木崎	23-0215
古坂 貴司	若狭町飯屋	62-2218	大道 永行	敦賀市若葉町	22-5255
竹長 妙	敦賀市中央町	24-0855	中山 忠芳	敦賀市開町	23-3426
山形晃士郎	敦賀市三島	22-2511	金森 文質	敦賀市本町	22-0157
税理士法人竹長会計	敦賀市中央町	24-0855	税理士法人 TACT	敦賀市結城町	20-0116

平成21年度 高校生の税に関する 作文入賞者

107 点の税に関する高校生の作文が寄せられました。

敦賀税務署長賞 「税への責任」 石倉 愛 (敦賀高等学校3年)
「税金のおかげで」 岡本 理沙 (美方高等学校1年)

税への責任

敦賀高等学校3年 石倉 愛

最近、税についてのニュースをよく耳にするようになりました。今まで私は、あまり税についての関心はなく、商品を買う際に、消費税はどのくらいか、と考えるほどでした。

しかし、高校生になり、社会人になることへ近づくようになると、税に深く関心を持つようになりました。

私達が納めている税は、一体何に使われ、社会にどれほど影響を与えているのでしょうか。最近は税の使い道について、問題があるのではないか、ということ聞きます。

私は、昨年の学校行事として、ディベートに参加しました。そのディベートの内容は消費税を増やすべきか、というテーマでした。そのディベートのために、消費税について詳しく調べてみると、私の知らない事実が、たくさんありました。一番驚いたことは、外国の消費税の高さです。日本は、外国に比べてみると、低いことにびっくりしました。

そうであるのに、日本の人々は消費税の増税に反対する人が多いのは、日本の税の使い道が、はつきりとしていないからではないのだろうか、と思います。税がどのように使われ、私達に役立つものとなっているのかはつきりと分からなければ、私も税を納めたくありません。社会人になると、今よりもっと多くの税を納めることになります。私は、その立場として、税についてよく知っておくべき責任がある、とディベートを通じて感じました。

また、税は義務だから、という理由だけでなく、私達を助けてくれているから、などと納める意味を考えていかなければならないと思います。

今まで小・中学校と、義務教育の間は、教科書やいろいろな学習に使う道具は、税により、与えられてきました。それが当たり前だと思っていたけれども、高校に入學して、教科書やその他の教材を自分達で買うようになりました。その時、税があることで守られていたということに気づきました。当たり前だと思っていたことが、実は他の人々が納めてきた税で守られていたんだなあ、ということを実感しました。

今はまだ、あまり税があることで、自分が助けられている部分に、気づけていないかもしれません。しかし、これから大人になっていくにつれて、もっと実感していくだろうと思います。

私は、税を納める側も、国民が納めた税を使っていく側も、両方に責任があるのだと思います。税の使い道を決める人は、もちろん使い道を考えることも大切ですが、より税の大切さや、どれだけ役に立っているのかを、人々に知らせる責任もあがあると思います。そして、税を納める私達も、その使い道や、意義をそれぞれ考えていき、知っていく責任があると思います。責任を持って税を納めることが、税がより良く使われる道への第一歩だと思います。

平成21年度 中学生の「税についての作品」入賞者

敦賀納税貯蓄組合では、税についての理解と関心を深めていただくため、敦賀税務署管内の中学生を対象に「税についての作品」を募集させていただきました。本年は、作文、書道、ポスターに合わせて838点の応募があり、審査の結果、次の方が入賞されました。多数のご応募ありがとうございました。

作文の部

- 敦賀税務署長賞
- 池田 悠 (栗野中学校3年)
- 富田 ひな美 (気比中学校1年)
- 成田 大輝 (栗野中学校1年)
- 中野 亜紀 (栗野中学校2年)
- 澤崎 佳穂 (栗野中学校3年)
- 谷口 貴久 (角鹿中学校1年)
- 野田 祐暉 (栗野中学校3年)
- 敦賀市長賞
- 河合 優奈 (松陵中学校2年)
- 道勇 洋香 (栗野中学校1年)
- 本間 琴美 (東浦中学校3年)
- 北陸納税貯蓄組合総連合会長賞
- 増田 えり奈 (栗野中学校3年)
- 櫻井 美穂 (栗野中学校2年)
- 敦賀間税会長賞
- 道本 佳那 (気比中学校3年)
- 敦賀納税貯蓄組合連合会長賞
- 道本 佳那 (気比中学校3年)
- 大西 伶和 (栗野中学校3年)
- 石田 紗依子 (栗野中学校2年)
- 敦賀納税貯蓄組合連合会長佳作
- 成田 大輝 (栗野中学校1年)
- 谷口 貴久 (角鹿中学校1年)
- 野田 祐暉 (栗野中学校3年)
- 本間 琴美 (東浦中学校3年)

税と僕たちの暮らし

僕は、税金と聞いて、まず真っ先に思い浮かんだのが消費税です。普段、スーパーマーケットやコンビニエンスストアで買い物をした時に、その代金の支払いを通じて、消費税を負担しているからです。他にどのような税金があるのか調べてみました。

税金には、国に納める国税と都道府県などに納める地方税に分けられています。国税には、所得税、住民税、法人税などがあり、地方税には、都道府県民税や市町村民税などがあります。また、所得税や住民税は、納める人の収入によって税率を決められて、公平に課税されていることが分かりました。このようなことを調べていくうちに、これらの税金はどんなことに使われているのか気になったので、調べてみました。

国や都道府県、市町村では、僕たちが健康で文化的な生活を送るために、個人ではできないいろいろな公共サービス等の仕事をしています。例えば、交番や市役所、市民病院や小中学校、ごみ処理施設などです。これらの公共サービスや公共施設を提供するためには、多くの費用が必要になり、その費用をみんなを出し合った税金で負担しているということが分かりました。

僕が毎日通っている中学校も税金によって成り立っているとは、今まで考えてもいませんでした。税金は支払うだ

栗野中学校 3年 池田 悠

けのものだと思っていました。とても身近なものに使われている、僕たちの生活を支えてくれたのです。

現在、日本の消費税は5パーセントですが、世界の消費税を調べてみたら25パーセントという国がありました。それは、デンマークとスウェーデンです。この2つの国は、福祉先進国として知られています。労働者は給料の約半分を税金として納めなければいけません。しかし、日本は高齢化が進んでいるのに、費用を負担する働き手が減って、社会保障の費用が増えていくということが問題となっています。2000年には、65歳以上の高齢者一人を3.6人で支えてきたのに対し、2040年には1.6人で支えることになるそうです。これらのことを考えると、日本では税金を払っていても、将来の心配をしなければならないのです。

国によって税率そして税金の使い方は違っていて、どちらがいいか僕には分かりませんが、みんなが納めた税金なので、みんなの役に立つことに使うのが一番だと思います。みんなが納めた税金は、国民の健康で豊かな生活を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の財源となるのです。僕たちは、一人では生きてはいけません。僕たちが豊かに生活していくためには、税金はかせないものなの

書道の部

- 福井県知事賞
- 森 愛花 (角鹿中学校3年)
- 敦賀税務署長賞
- 安達 玲依良 (角鹿中学校3年)
- 美浜町長賞
- 浜野 詩織 (美浜中学校1年)
- 若狭町長賞
- 清水 理沙 (三方中学校2年)
- 北陸納税貯蓄組合総連合会長賞
- 奥村 生歩 (栗野中学校3年)
- 福井県納税貯蓄組合総連合会長賞
- 芝井 千夏 (美浜中学校1年)
- 敦賀納税貯蓄組合連合会長賞
- 奥野 愛美 (角鹿中学校2年)
- 敦賀納税貯蓄組合連合会長佳作
- 釜谷 紬岐 (栗野中学校3年)
- 浅妻 拓郎 (気比中学校3年)
- 北野 真凜 (角鹿中学校3年)
- 刀根 亜希 (西浦中学校1年)
- 金子 楓 (気比付属中学校2年)

敦賀法人会

租税教育推進で敦賀税務署長表彰を受賞

租税教育

租税の意義や役割を子供たちに正しく理解させ、社会の一員としての自覚を育てることを目的とした教育で、学習指導要領に、小学校は1968年、中学校は1969年から「納税の義務」などを教えることが記載されました。

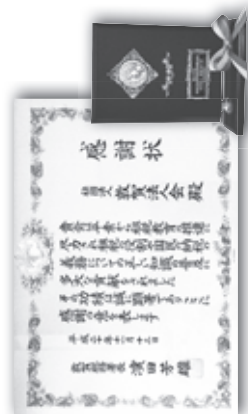
税金教室

敦賀法人会においても、日本の未来を担う子供たちに、税の仕組み・税の大切さを経営者の立場から教え、税の使われ方にも興味を持って国や地域社会を愛する気持ちを醸成させていこうと、1999年に青年部会が中心となって取り組んだビデオ制作がきっかけで、税金教室がスタートして10年継続開催しております。



このビデオ制作から本格的な税金教室への取り組みが始まりました。

これまで租税教育を推進した学校等を対象に行われていた「租税教育推進表彰」が、関係民間団体も対象になり、昨年の表彰で金沢国税局管内の15法人会の中で、敦賀法人会が最初の受賞になりました。



h 社団法人 敦賀法人会 電話 0770－25－4700

ポスターの部

- 敦賀納税貯蓄組合連合会長賞
- 宇都宮 裕 (美浜中学校2年)



敦賀間税会

消費税研修会を開催

敦賀間税会公営事業部では、去る9月2日、税務署4階会議室において、地方公共団体等の特別会計の消費税研修会を実施しました。
当日は、金沢国税局課税部消費税課村井連絡調整官を講師にお招きして、特別会計における特別の調整方法等誤りやすい事項を中心に学習しました。
9月末の申告時期を間近に控え、参加者は真剣に聞き入っていました。



敦賀青色申告会

パソコン研修会

「ブルーリタ－ンAによる パソコン会計入門」

日 時	11月9日(月)・10日(火)・11日(水)
	いずれも午後2時～午後4時 合計6時間
場 所	敦賀商工会館 4階小会議室
受講料	1,000円(パソコン使用料)
定 員	8名
内 容	帳簿入力から決算書・申告書の作成のしかた

■お問い合わせ先：敦賀青色申告会事務局（神楽町2-1-4 敦賀商工会議所内 TEL23-6794）

敦賀商工会議所

個人事業者対象 e-Tax 研修会

「国税庁 HP 確定申告書等 作成コーナーから e-Tax」

日 時	11月24日(火) 午後2時～午後4時
	11月25日(水) 〃
場 所	敦賀商工会館 4階小会議室
講 師	敦賀税務署職員
定 員	各8名 合計16名
受講料	1,000円(パソコン使用料)
内 容	① e-Taxを始めるための事前準備 ② e-Tax確定申告データ作成のしかた ③ 住基カードによるデータ送信のしかた ④ 送信データの確認のしかた

主催／敦賀商工会議所 共催／敦賀青色申告会

■お問い合わせ先
敦賀商工会議所 中小企業相談所
（神楽町2-1-4 TEL22-2611）

敦賀小売酒販組合

「未成年者の飲酒は法律で禁じられています」



未成年者の飲酒は法律で禁じられています。
401は未成年者による酒類の購入を禁じます。

年齢確認にご協力ください。
確認できない場合には酒類を販売しません。

ホテルでは20歳以上の年齢であることを
確認できない場合には酒類を販売しません。

個人事業者対象 e-Tax 研修会

「ブルーリタ－ンAから e-Tax」

日 時	11月16日(月) 午後2時～午後4時
	11月17日(火) 午後2時～午後4時
場 所	敦賀商工会館 4階小会議室
受講料	1,000円(パソコン使用料)
定 員	各8名 合計16名
内 容	e-Tax 事前準備と決算書・申告書データの 送信のしかた

わかさ東商工会

「地域力連携拠点事業」

小規模事業者の経営課題の解決・経営力向上を支援！
相談窓口・専門家派遣を実施しています。

「特別相談窓口の開催」

11月17日(火)	午後1時～5時	わかさ東商工会（本所）
12月 1日(火)	午後1時～5時	わかさ東商工会（本所）

「ネット de 記帳導入支援」

ASP経営システムの導入を支援します。

お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先
わかさ東商工会（本所） 0770-45-0222
（美浜支所） 0770-32-0121
（上中支所） 0770-62-0088

福井県からのお知らせ

自動車税等に
ついてのQ&A



身体障害者の場合、自動車税、自動車取得税の減免制度があると聞いたのですが、どのような制度でしょうか？



- ・減免の対象となるのは、身体障害者等の方ご本人の名義で登録した車の自動車税・自動車取得税となります。また、身体障害者で18歳未満の方、知的障害者または精神障害者の方の場合には、生計同一の方名義の車でも減免の対象となる場合があります。
- ・減免の対象となる障害については、障害の級別等により定められています。
- ・生計同一者や常時介護者の方が運転する場合には、通院・通学などを目的として、一定の回数以上継続して使用するという医師の証明書等が必要です。
- ・毎年5月に送付される自動車税の納税通知書が届きましたら、納期限までに減免申請してください。
- ・年度途中で減免要件に該当した場合には、申請のあった翌日から月割で減免となりますので、申請書および必要書類を嶺南振興局税務部へ来所の上え提出して下さい。

お問い合わせ・提出先

嶺南振興局課税課…………… 電話番号 0770 (56) 2223

※二州県税相談室の窓口でも受付をしています。 電話番号 0770 (22) 0050

市・町からのお知らせ

個人住民税の住宅ローン特別控除が創設されました

「生活対策」として住宅投資を促進するため、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民税から控除する制度が創設されました。

■対象となる方

平成21年1月1日から平成25年12月31日までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方。

■控除額

次のいずれか小さい金額を、翌年度分の個人住民税から控除します。

- ① 所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額
- ② 所得税の課税総所得金額等の5％（最高97,500円が限度）

■手続き

この控除を受けるための市町への申告は不要です。



■これまでの税源移譲に伴う住宅ローン特別控除（経過措置）について

平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居された方を対象とする現行の制度は継続され、新制度と同様に今後の市町への申告は不要となります。